

〔日中行事〕もとのつかさの御手水をまいる、女官案にすへてもちてまいる、はんざふ二、たらひの中のはんまろかねのうつは物二すへて、一には御てう御やうじ二ぐしてまいらす、略中石ばいの壇に出おはしまして御拜あり、略中御拜の程内侍一人、ひろ日さしに候て、御てうづうるはしくまいらすおりは、女官御手水まいらせ候んと二聲申す、女房あといふ、女官御楊枝二をみすにさして、まかりいだしまいらせ候と二こゑ申す、女房又あといふ、

〔兵範記〕久壽三年正月三日乙巳、早旦着束帶先參殿下、忠通御手水番人人七八許輩參會、皆衣冠次殿下出御、有御手水事、其儀、略中次高佐持參御手巾篋、御手巾布二切帖入之、其上居御漬次殿下

召御。楊箸。

○按ズルニ、楊箸ハ即チ楊枝ナラン、

〔成氏年中行事〕正月朔日、早朝ニ公方様御行水メサレテ以後、御手水ノヤク人、直垂ニテ致出仕トキ、足利ヨリマイル御年男御手水ヲ椽盟ニ入テ、御ヤウジ御手カケニ置テ、御中居マデ持テ參ル時、役人請取、御前ノ次ノ御座六間ニヒガシムキニ置申時、上臈様御持有テ、御手カケアル也、御陣之時ハ、役人縁塗小具足ニテ參リ、直ニ懸ラル、其後大御所様御方、足利氏御所様足利氏へモ役人參リ、御手水ヲ調進、上二日、三日、七日、十五日同前也、

〔都風俗化粧傳〕下朝起ては、齒をよく磨、楊枝をもて、齒の間の滓を去るべし、

又楊枝をふかくつかひ、又くせになりて無用の時にやうじをつかふ人あり、甚だ齒を損じてあし、

又楊枝にて舌の上の滓をなでさり、食事の後は湯か茶を口にくゝみて、齒の間に挟たる食物の滓を吐去べし、

○按ズルニ、楊枝ヲ以テ舌上ノ垢ヲ去ルコト、我ガ邦ニテハ、楊枝ヲノミ用キテ、別ニ刮舌刀ヲ